

平成29年 3月23日開催

医療審議会5事業等推進部会 会議録

医療審議会 5 事業等推進部会（平成 29 年 3 月 23 日開催）会議録

（三寄医務国保課課長補佐）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から平成 28 年度 2 回目の愛知県医療審議会 5 事業等推進部会を開催させていただきます。

最初に、愛知県健康福祉部保健医療局長から御挨拶を申し上げます。

（松本保健医療局長）

保健医療局長の松本でございますが、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様には年度末の大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から、愛知県の健康福祉行政、特に地域医療の確保のために御尽力いただきまして、ありがとうございます。重ねて、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の部会では、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療及び在宅医療に関する事並びに保健医療従事者の確保に関する事について、皆様に御審議いただくことになっております。本日の会議では、議題といたしましては、医師派遣等推進事業に係る医師派遣、それから報告事項といたしましては、地域医療支援病院の実績状況を始め 3 件を、用意させていただいております。これらの詳細につきましては、後ほど事務局より御説明いたしますので、御審議の程よろしく申し上げます。

それから、一つ御報告がございます。現在、当部会の事務局を行っております医務国保課でございますが、これを平成 29 年 4 月、来月に再編し、新たに医務課と国民健康保険課の 2 課に分かれる予定となっております。この理由といたしましては、平成 30 年度から県が市町村国保の財政面の責任主体となるということを見据えて、課の再編を行うものでございます。この 5 事業等推進部会につきましては、医務課が事務局を担当いたしますので、引き続きよろしく御願いいたします。

ともかく、私はいつも言っておりますが、今日、御出席の皆様の共通の願いというのは、県民の皆さん、みんなの健康、安全、安心だと思います。そうした、共通の願いに向って、共に考え、共に行動していきたいと考えておりますので、今後とも御支援いただきますよう、よろしく御願いいたしまして、開会にあたっ

での挨拶とさせていただきます。

本日も、どうぞよろしく願いいたします。

(三寄医務国保課課長補佐)

続きまして、定足数の確認をいたします。この部会の委員数は15名であり、定足数は過半数の8名でございます。現在、9名の御出席をいただいておりますので、本日の会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は、すべて公開となっております。

また、本日は傍聴の方が1名いらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

議題に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。資料は、事前に郵送させていただいておりますけれども、次第裏面に記載させていただいております資料1から4、参考資料1から3まででございます。

なお、事前に郵送させていただいた資料の中で委員名簿、配席図、資料1と3に修正がございました。申し訳ありませんが、机上の方に差替えの資料を配布させていただいておりますので、差替えの方をよろしく願いいたします。

資料につきまして、不足等ございましたら、お申し出ください。

続きまして、委員の皆様の御紹介でございますが、本来ならば、お一人ずつ御紹介し、御挨拶いただくべきところでございますが、お配りしております委員名簿及び配席図にて代えさせていただきます。

なお、藤田保健衛生大学医学部長の岩田仲生委員、愛知県歯科医師会副会長の内堀典保委員、愛知医科大学医学部長の岡田尚志郎委員、愛知県消防長会会長の佐藤正弘委員、愛知県市長会会長の鈴木淳雄委員におかれましては、本日御欠席との御連絡をいただいております。

また、名古屋大学医学部長の高橋雅英委員につきましては、若干遅れるとの連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以後の進行は部会長をお願いいたします。

(横井部会長)

部会長を承っております、愛知県医師会の横井です。皆様よろしく願いします。

本日は、平成28年度の2回目の部会でございます。委員の皆様の御協力を得

まして、円滑な会議にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、1件の議題と3件の報告事項が用意されております。皆様の活発な質疑をよろしくお願いいたします。

続きまして、愛知県医療審議会運営要領第4に基づきまして、議事録署名人を2名指名することとなっております。

久野時男委員と酒井和好委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(久野委員、酒井委員承諾)

(横井部会長)

ありがとうございます。

それでは、議題に移りたいと思います。医師派遣等推進事業に係る医師派遣について、事務局から説明をお願いします。

(小野坂医務国保課地域医療支援室長)

地域医療支援室の小野坂と申します。私の方から説明させていただきます。

それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。この事業の内容ですが、この事業は地域における医療を確保するため、医療審議会5事業等推進部会、この部会の承認が得られた医師派遣について、派遣元の病院に対し、医師を派遣することによる対価の一部を助成するものでございます。

次に、2番の実施状況であります。本県では平成20年12月補正で予算化し、この事業を始めております。平成22年度以降の新たな派遣は、地域医療再生計画に位置付けて実施しており、この計画については、平成24年1月に見直しを行い、それまでは対象地域が海部と尾張西部医療圏の尾張地域と東三河北部と南部医療圏の東三河地域に限定されていたものを、県全域に拡大したものでございます。また、平成26年度からは、国の補助事業が廃止され、新たに創設された基金、地域医療介護総合確保基金による事業として実施しております。

それでは、3の平成29年度予算についてでございますが、次のページの一覧表を御覧いただきたいと思います。ここに記載してありますとおり、平成29年度は、一番上の厚生連稲沢厚生病院から津島市民病院への精神科の医師の派遣を始め、8病院から8病院へ医師の派遣を実施する予定でございます。この事業に

については、地域医療介護総合確保基金と地域医療再生基金を利用したものでありましたが、平成27年度末に再生基金の方が終了となりまして、それとともに、当初、財政当局からは事業の廃止を求められたところでありましたが、地域医療の確保のため、平成27年度に実施したものについては、現状維持ということで、継続が認められたものでございます。

なお、医師派遣推進事業費補助金の交付条件といたしましては、この部会での承認のほかに、以前は地域医療連携のための有識者会議というものがございまして、そこでも審議していただいておりますが、平成27年度に医務国保課に地域医療支援センターを設置したことに伴い、この事業の内容を審議いただく機関を有識者会議から地域医療支援センターの運営委員会に変更しております。そして、このセンター運営委員会は、明日、3月24日に開催されることとなっておりますので、その際には、運営委員会におきましても、この内容について、お謀りすることとしております。平成29年度においては、平成28年度と同様の内容になりますが、これを継続して、医師派遣を実施していきたいと考えておりますので、どうかよろしく御審議をお願いいたします。説明は以上です。

(横井部会長)

ありがとうございました。

これは、継続事業ということでよろしいですね。

ただいまの事務局からの説明に、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひします。

(酒井和好委員)

この別添資料の8病院から各病院への医師派遣ですが、全て現在も継続中ですか。

(小野坂医務国保課地域医療支援室長)

このうち、3つの事業については、今、中断中のものがございます。それを申し上げますと、一つが尾張西部医療圏の一宮市立市民病院から稲沢市民病院への小児科の派遣。それから、2つ目が、蒲郡市民病院に対する豊川市民病院と豊橋市民病院からの派遣、豊川からは乳腺内分泌外科、それから豊橋からは小児科の派遣、この3つの派遣が、現在、中断しております。理由としましては、一宮市

立市民病院から稲沢市民病院へのものについては、派遣をしていた医師が、一宮市立市民病院から稲沢市民病院へ移り、稲沢市民病院の医師になったということで、派遣が必要なくなったということで、今は実施されてない状況でございます。それから、豊川市民病院から蒲郡市民病院への乳腺内分泌外科については、蒲郡市民病院の方で乳腺内分泌外科の医師が見つかったということで、現在、中断しております。それから豊橋市民病院から蒲郡市民病院への小児科の派遣につきましては、豊橋市民病院の方で派遣する小児科医師の余裕がなくなったということで、中断させて欲しいということで、現在、中断中という状況になっております。

(酒井和好委員)

名古屋第一赤十字病院からあま市民病院への派遣は継続されておりますか。

(小野坂医務国保課地域医療支援室長)

継続されていると聞いております。

(酒井和好委員)

先日、私が名古屋第一赤十字病院の院長と会う機会がありまして、その時に、現在、あま市民病院への派遣は中断しているという話を聞きましたので、伺ったのですが、それは一時的なことかもしれません。

それから、もう一つ、今後、例えば、この一宮市民病院から稲沢市民病院への医師派遣事業はなくなるということですか。

(小野坂医務国保課地域医療支援室長)

この事業は、再生基金が終わった時、継続を財政部局に認めていただく時に、現在やっているものについては継続を認めると、ただし、新規については認めないということで、今のところこういう結果になっておりますが、地域医療支援センターとしては、今のようにならなくなったり、新たに必要が生じた場合がでてくるので、新規の扱いをどういう風に入れていくかということを検討して、財政部局と相談、あるいは、運営委員会の中で検討して、これに固定されたものでないものもできるようにしていきたいと考えております。

(横井部会長)

では、今後については、地域医療支援センターの方で検討していくうえでの継続ということですね。

他に御意見・御質問はよろしいでしょうか。

(鈴木正子委員)

これは審議事項なので、すみませんが、もう一度教えていただきたいのですが、先程の予算は確保するけれど、新規のことについては、地域医療支援センターの方で検討するというお話で、そうすると、既存の病院だけはやっていくという理解でいいのでしょうか。

(小野坂医務国保課地域医療支援室長)

既存の病院につきましては、財政部局からの財源の裏づけがあって実施できるという状況になっておりまして、予算としては合計4,407万3千円が確保されていますが、ただ、先程申しましたように中断しているというものがあつた時に、勝手に新規のものを拾いだしてきて、この予算の範囲内で財政部局に相談することなく、使うことは許されないということになっておりますので、新たに必要なものがでてきた時に、どうするのかということを経験を作つて、それを財政部局に了解していただければ、今後、柔軟な運用ができるようになっていくと思いますので、それを地域医療支援センターの運営委員会で検討して、財政部局に相談し、了解をとっていくという方向にしたいということでございます。

(鈴木正子委員)

そうすると、この審議は、何の了承になるのでしょうか。

(横井部会長)

この事務局からの説明を承認するかしないかということと、新規の派遣については地域医療支援センターの運営委員会に委ねるということについて、審議することによってよろしいですね。

(小野坂医務国保課地域医療支援室長)

この補助金を実施する要件として、二つの会の承認が必要となっております。ひとつが、この5事業等推進部会で、もうひとつが地域医療支援センターの運営

委員会です。両方で承認いただいて、はじめて、来年度これらの病院に補助金が出せるということになります。ですので、この部会でこの一覧表に載っている医師派遣をすることが適当だということをお認めいただいて、かつ、地域医療支援センターの運営委員会でも認めていただいたうえで、補助金をだせるということになっております。そして、今のところ平成27年度に実施していた派遣は継続できるということを財政部局に認められておりますので、この継続は大丈夫なのですが、あるところを止めて、新たに他のところを入れるということは財政部局が認めておりませんので、その仕組みを地域医療支援センターの運営委員会で検討して、その新たな仕組みができて、財政部局に了解をいただいたら、また新たな仕組みについても5事業等推進部会で了解をいただかなければいけないということになります。2つの会議で了承いただいて、この事業を進めいくという形態は変わらないです。

(横井部会長)

わかりました。

では新たな仕組みができたなら、臨時でこの部会が招集されるということですか。

(小野坂医務国保課地域医療支援室長)

臨時で招集ということはないと思います。予算は年度単位で決めていきますので。

(横井部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの医師派遣等推進事業に係る医師派遣について、この会議としての承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(横井部会長)

ありがとうございます。

以上で、議題は終了いたしましたので、次に報告事項に移りたいと思います。

報告事項1、地域医療支援病院の実績状況について、事務局から説明してくだ

さい。

(都築医務国保課主幹)

よろしく願いいたします。地域医療支援病院の実績状況につきまして、資料2で御説明申しあげます。地域医療支援病院の承認を受けております県内19の病院、表の左側に名古屋第二赤十字病院から順番に19病院記載してあります、その病院から平成27年度分の実績報告書を受けておりますので、その一覧が1ページ目になります。1番下に参考としまして、刈谷豊田総合病院を記載しておりますけれども、これは今年度の9月に新たに承認された病院ということで、参考に記載させていただいております。

まず、この一覧の表頭に、網掛けがございますが、そちらが要件の適格判定の結果を示している列になっております。紹介率及び逆紹介率につきましては、中ほどの列になりますけれども、紹介率が80%以上、紹介率が65%以上かつ逆紹介率が40%以上、それから紹介率が50%以上かつ逆紹介率が70%以上、この3つのいずれかに該当していることが要件になっております。こちらは全ての病院が該当しておりました。

続きまして、救急医療を提供する能力の要件について、右側の方になりますけれども、救急患者搬送数が年1,000人以上であるか、救急医療圏の患者搬送率が千分率で2パーミル以上であること、このいずれかを満たしている必要がありますが、こちらも全ての病院が要件を満たしておりました。

それから最後に、一番右側になります。地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行う能力の要件でございますが、原則、毎月1回以上、年12回以上実施することが要件となっておりますが、こちらも全ての病院で要件を満たしておりました。

平成27年度の実績におきましては、紹介率及び逆紹介率の要件、救急搬送患者数、救急患者搬送率、地域の医療従事者の資質の向上を図る研修の回数、全ての要件につきまして、19病院全てが地域医療支援病院の承認要件を満たしておりました。

医務国保課におきましては、全ての地域医療支援病院から、毎年度実績報告の提出を受けまして、引き続き、要件充足の状況について確認を行ってまいります。

なお、2ページ目の一番下になりますけれども、平成25年度分の実績で、一宮市立市民病院につきましては逆紹介率が、名古屋市立東部医療センターにつき

ましては紹介率が、要件を満たしていないということで、平成26年度に年次計画を策定されまして、26年度、27年度の2年間、地域医療支援病院の要件達成に向けて取り組まれまして、26年度はまだ、どちらも要件に達しませんでしたけれども、27年度の実績におきましては、両病院とも要件を達成されております。地域医療支援病院の実績状況についての報告は以上でございます。

(横井部会長)

ありがとうございました。

ただいまの地域医療支援病院の実績状況の報告につきまして、御意見、御質問はございませんか。

(横井部会長)

それでは、報告事項2に移りたいと思います。災害時リエゾン（周産期及び透析関係）について、事務局から説明してください。

(近田医務国保課主幹)

資料3の災害時リエゾン（周産期及び透析関係）について御説明させていただきます。

まず、リエゾンとはフランス語でありまして、一般的には、連絡、調整という言葉であります。今回、災害時に小児・周産期医療、透析医療において、患者の医療機関への受入れ等の調整を行う医師を、新たに置くというものであります。

はじめに、1の小児・周産期の災害時リエゾンについてですが、(1)のところ、これは熊本地震の経験から、災害時小児・周産期リエゾンの重要性が認識されまして、今年度から厚生労働省が研修事業を開始したところであります。愛知県からは3名、第一日赤、第二日赤、小児保健医療総合センターから各1名の医師が参加をしております。

(2)になりますが、県といたしましても、小児・周産期リエゾンを設置するという方針を立てまして、専門医の派遣を、下の※2に記載しました名古屋市内の総合と地域の周産期母子医療センターの5病院と、あいち小児保健医療総合センターに担っていただきまして、県の災害医療調整本部に入って指揮を執ってもらいます。そして、発災後、約一週間程度経過をした後は、周産期リエゾンといたしまして、三河部の安城更生病院と知多市民病院に入ってくださいまして、ロ

一ターションでリエゾンを務めていただきたいと考えております。それで、現在、関係する病院と県との間で、調整を行っているところでございます。

次に、2の透析関係の災害時リエゾンについてでございます。県内約1万人の透析患者の方に対する災害時の対応といたしまして、今年度、県と県透析医会で話し合いを行いまして、透析患者の受け入れ先の調整等を行う専門医を透析医会から派遣いただくことで了解をいただきましたので、透析関係のリエゾンとして県の災害医療調整本部に詰めていただくこととしております。

資料の右側の3番の災害時リエゾンの位置付けであります。リエゾンの位置付けにつきましては、図に示しておりますが、災害医療調整本部の下で全体の調整を行う統括災害医療コーディネーター、この下に入っております。DMAT調整本部とか関係団体と連携のうえ、調整を行っていただきたいと思います。

4番の災害時リエゾンに対する研修でございます。災害時の基礎的な知識等を学んでいただき、災害医療コーディネーターの先生方と円滑な連携を図っていくため、愛知DMAT研修、1.5日間を受講していただきたいと思います。

それで、本日の報告事項の内容につきましては、3月2日に開催された県の災害医療協議会と、3月の17日に開催された周産期医療協議会で説明いたしまして、了承されておりますので、御報告させていただきます。説明は以上でございます。

(横井部会長)

ありがとうございました。

もう一度お聞きしたいのですが、リエゾンのわかりやすい訳はなんでしたか。

(近田医務国保課主幹)

連絡とか調整という意味です。

(酒井和好委員)

あと連携という意味もあります。

(横井部会長)

連絡、調整、連携そういう意味ということですね。予算的にこのリエゾンは何名いるのですか。透析関係は1名とかになるのですか。

(近田医務国保課主幹)

透析は3名おりました、あと小児・周産期については、10名以上を考えておりました、来年度予算ではそこまで確保しておりませんが、今後、必要数を確保していきたいと考えております。

(横井部会長)

では、この内容は、あくまで構想的なものということですね。

(近田医務国保課主幹)

はい、29年度予算では3名分しか確保しておりませんので、それでは足りないということで、増やすということになれば、必要に応じて予算を確保していきたいと考えております。

(横井部会長)

わかりました。

他に先生方から御質問等ありませんでしょうか。

(横井部会長)

それでは、報告事項3に移りたいと思います。5事業等における主な平成29年度予算について、事務局から説明をお願いします。

(近田医務国保課主幹)

資料4、5事業等における主な平成29年度予算について、御説明いたします。抜粋して説明させていただきます。

救急医療の中の広域災害救急医療情報システム運営費、この事業は県の医師会に委託をしまして、24時間体制の医療機関案内を行うシステムでございます。平成29年度の予算額が3億5,467万5千円、来年度はシステムが新しくなったことにより、ハードウェアのリース料、契約単価が下がったことから、前年度より若干減少しております。

第3次救急医療施設運営費補助金につきましては、予算額が8億1,542万3千円で、前年度に比べ268万8千円の増額となっております。増額の理由は、

この補助金に含まれるドクターヘリ運航費補助金の予算額2億5,208万9千円において、国の補助基準額が変更されて、予算額が増額したことによるものでございます。

次に、災害時における医療の中の医療施設耐震化支援基金事業費ですが、この事業は災害拠点病院、救命救急センター、2次救急医療施設等の耐震化整備に対する補助であります。平成29年度の予算額は2,563万6千円で、前年度予算額の6億5,513万3千円に比べ大幅な減額となっております。減額の理由は、平成21年度に積み上げを開始した、約120億円の基金を財源としまして、20病院に対し補助を行ってまいりましたが、来年度が最終年度で、対象が1病院のみでありますので、大幅な減額となったものでございます。

へき地の医療につきましては、医務国保課の地域医療支援室にへき地医療支援機構を設置しており、ここで、へき地診療所への代診医の派遣調整やへき地医療支援システムの運営などを行っておりまして、引き続き実施をしてまいります。

周産期医療におきましては、周産期医療協議会の開催、それから、周産期母子医療センターの運営費や整備費に対し、補助をしております。来年度も実施してまいります。なお、来年度は地域保健医療計画の見直しが行われます。それに合わせまして、周産期医療体制整備計画を見直しまして、改定をしたいと考えております。

小児医療の中の小児救急電話相談事業費は、民間会社に委託をしまして、夜7時から翌朝8時までの間、小児の急病等に関する保護者等からの電話相談に対応するものであります。その他1事業の小児集中治療室医療従事者研修事業費補助金は、予算額945万9千円で前年度に比べ430万6千円増額しております。増額の理由といたしましては、研修を行う病院が第二日赤と名市大病院であったところに、小児保健センターが新たに加わったことによるものでございます。

2ページをご覧ください。在宅医療の確保の中の在宅医療サポートセンター事業は、県内42の郡市区医師会全てに在宅医療サポートセンターを置いて、在宅医療の充実・強化のための事業を行っているものであります。それに加えまして県内を15のブロックに分け、ブロックで概ね1か所の郡市区医師会を中核センターといたしまして、在宅患者の周辺地の後方支援病院の確保等の広域的な調整を行っております。このサポートセンターと中核センターには看護師等の専任職員を置いており、県はその人件費等に助成をしております。事業のほうは平成27年度から平成29年度までの3年間で、来年度が最終年度となります。介護

保険法の改正によりまして、平成30年度からは、市町村が在宅医療介護連携推進の実施主体になりますので、県では平成30年度から全ての市町村で在宅医療が充実し、地域包括ケアの構築が進められますよう、必要な支援を行ってまいります。

次に、訪問看護に関する事業の予算額が4,485万7千円で、前年度に比べ、2,776万5千円増額をしております。増額の主な理由としましては、訪問看護職員就労支援事業費補助金において、平成28年9月の補正予算で約2,200万円を計上いたしまして、平成29年度予算では、2,700万円を計上したことによるものでございます。

次に、医師確保事業でございますが、この事業は医師確保対策を積極的に進めるため、平成27年4月に、医務国保課内に設置した地域医療支援センターで事業を実施しております。医師不足の状況調査・分析、女性医師の就労支援対策、それから本日の議題で御審議いただいた医師派遣推進事業費補助金等の事業を、引き続いて実施してまいります。その中で地域医療確保修学資金貸付金につきましては、これは医学部卒業後に県が指定する病院で勤務することを条件に修学資金を交付する事業でございます。予算額が2億5,680万円で、前年度に比べ3,420万円増額しております。増額の理由は、4大学の医学部に在学いたしまして、修学資金を交付する学生が、114名から134名に増えることによるものでございます。

最後に、看護師確保事業であります。看護師養成所の運営費に対する補助である看護師養成所補助金、病院内保育所の運営に対する補助である病院内保育所補助金、未就業の看護職員に対する無料職業紹介などの事業を県看護協会に委託するナースセンター事業費等の事業を引き続き実施してまいります。来年度予算に関する説明につきましては以上でございます。

(横井部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

(横井部会長)

では、ないようですので、以上で、本日の議題及び報告事項は全て終了いたしました。

他に御発言もなければ終了いたしたいと思います。
最後に事務局から何かありますか。

(三寄医務国保課課長補佐)

本日の議事録につきましては、会議冒頭に部会長から指名していただきました議事録署名人に署名をいただく前に、発言者の方に発言内容を御確認いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

(横井部会長)

それでは、本日の医療審議会5事業等推進部会はこれで終了いたします。
どうもありがとうございました。

署名人

印

印